

令和2年度 事業計画（案）

1. 基本方針

超高齢社会、人口減少社会の進展、また、暮らし方や働き方、価値観の多様化による家庭や地域のつながりの希薄化などを背景に、私たちを取り巻く環境が大きく変化しています。こうした社会や人々の暮らしの変化から、社会的孤立や生活困難に陥る世帯が増大するなど、地域における課題は、複合化・多様化しています。

このため、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、ボランティア活動の推進など、従来からの福祉課題と共に、既存の制度やサービスでは解決が困難な制度の狭間や複合化・多様化した新たな福祉・生活課題についても、分野横断的な対応が求められています。

これらの課題解決への取組みとして、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が強く求められているところです。

「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を使命とする灘区社会福祉協議会は、行政や地域、ボランティアグループ、社会福祉施設を運営する社会福祉法人等、様々な方々と連携・協力をして、誰もが住み慣れたまちで、安心して住みつづけられる地域社会づくりのために、事業を推進してまいります。

《重点項目》

- (1) 灘区社会福祉協議会福祉基金、ボランティア基金の有効活用を目的に基金検討委員会を新たに設置し、地域福祉推進の強化を図ります。
- (2) 「なだ助け合いの地域づくり事業」（地域課題対応モデル3ヵ年計画事業）を継続実施し、小地域での「地域共生社会」づくり強化の体制整備を行います。
- (3) 児童館指定管理者の公募への対応

2. 事業計画 ★マークの付いている事業は、共同募金・歳末たすけあい募金の助成事業です

(1) 法人運営事業

法人経営のあり方の見直しを行い、組織・事業基盤の強化につながるよう効率的な経営に取り組むとともに、地域福祉の中核を担う職員の資質向上のための人材育成の強化に取り組めます。

- ①神戸市・神戸市社会福祉協議会など関係機関との連携による、経営基盤の安定
- ② **【新規】** 理事会・評議員会のあり方の検討(定数の適正化など)
- ③ **【拡充】** 本会職員の人材育成の強化
- ④ **【拡充】** ホームページ、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)など多様な媒体を活用した情報発信の検討

(2) 地域福祉活動の推進

社会的に孤立している世帯や、生活困難世帯など、既存の制度やサービスでは解決が難しい制度の狭間や複合化・多様化した福祉・生活課題を受け止め、多世代型の支援を進めつつ、地域住民や専門機関等と横断的に連携・協力を図りながら、解決への道筋をつけていくためのネットワークづくりを、地域福祉ネットワークカーはじめ、生活支援コーディネーター(高齢者支援)、子育てコーディネーター、ボランティアコーディネーターなど、区社協の各分野のワーカーが連携し推進します。

また、地域での福祉課題に対し、地域住民を中心に関係団体、専門職、ボランティア、NPO団体等が連携し、課題解決に向けた働き掛け、「新たな仕組みづくり」を検討します。

更に、こうしたネットワークづくり、生活支援の一つとして、ほっとかへんネット灘(社会福祉法人等連絡協議会)での、他種別の施設連携や民生委員や地域住民等との交流を通じて、地域活動の取組みを推進します。

- ①地域福祉ネットワーク事業(制度の狭間や、複合化・多様化した生活課題等の解決)の実施

生活困窮世帯への支援の一環として、市社協が実施する「食のセーフティネット事業」「セブンイレブン寄贈商品配分事業」等を活用した食糧支援を実施します。

- ② **【新規】** 「引きこもり、不登校児童への支援事業(研修会の開催等)の実施[地域福祉推進基金]

所謂「8050問題」等で課題となっている「引きこもり」についての正しい理解と、地域で何が出来るかの啓発研修会を開催し、関係機関等との課題解決に向けたネットワークを構築します。

更に、小中学校での「不登校児童」について、保護者への支援と伴に、学校、支援団体等と連携し課題解決に向けた研修会を開催します。

- ③ **【拡充】** 福祉基金事業「なだ助け合いの地域づくり事業」(地域課題対応モデル3ヶ年計画事業)モデル地区の拡充
- ④福祉基金事業「地域福祉活動コーディネーター」の配置と、モデル地区での支援活動の実施

- ⑤ **【拡充】** 福祉基金事業「HATなぎさ地区住民アンケート」の実施
旧小学校区単位程度のエリアを対象とした全世帯アンケートを実施し、「共生のまちづくりプラン」(「5～10年先こんなまちにしたいプラン」)の作成を地域住民を主体として検討します。
- ⑥ 地域福祉推進基金事業「地域共生社会づくりフォーラムなど」の開催
- ⑦ **【拡充】** 福祉基金事業「組織運営アドバイザー派遣制度」の実施
組織運営方法について困っている団体に対しアドバイザーを派遣し、課題解決方法を指導します。更に、公開報告会を開催し、広く課題解決方法を各団体と共有します。
- ⑧ **【拡充】** 福祉基金事業「灘みんなの居場所・生活支援活動」助成事業の実施
- ⑨ **【新規】** 小地域支え合い支援者研修会の開催助成
小地域で実施する研修会に対して助成金を交付します。
- ⑩ 生活福祉資金等の貸付相談および受付
- ★⑪ **【拡充】** ふれあい給食会の支援(研修会の開催含む)
- ⑫ 心配ごと相談所の実施
- ⑬ 成年後見制度の利用手続き相談室の実施
- ⑭ 民間福祉施設職員交流ボウリング大会の開催
- ⑮ ほっとかへんネット灘(灘区社会福祉法人等連絡協議会)への参加と推進(事務局)
- ⑯ 人権啓発活動(愛の輪・「心かよわす市民運動」事業)の実施

(3) 高齢者福祉の推進

近年、ひとりぐらし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者など、地域での見守りや、ちよとした生活支援を必要とする世帯はますます増加し、地域福祉を担う主体として地域住民への期待が高まる中、住民・行政・事業者など幅広い層の参加を前提とした地域づくりが必要になっています。

見守りが必要なひとりぐらし高齢者等について、民生委員児童委員が中心となり、友愛訪問ボランティア等と協力して、引き続き支援を行うと共に、従来から取り組んできた「見守り活動」を「地域での支え合い活動」に発展させるべく、お元気な高齢者を含め、様々な人が地域福祉活動に参加できる仕組みづくりや、地域共生社会の実現を推進します。

また、地域住民やNPO団体、関係機関等と連携し、地域の居場所づくりや、生活支援活動の新たな立上げ支援を行います。

更に、老後の不安を感じる高齢者や近親者に対し役立つ冊子「老後の不安を解消ノート(仮称)」の作成を検討し、高齢者を中心に配布します。

- ① ひとりぐらし高齢者等友愛訪問活動の支援
- ② 地域支え合い活動推進事業の支援
- ③ あんしんすこやかルームを拠点とした高齢者の見守り活動の支援と今後の進め方の検討
- ④ **【新規】** 「つどいの場支援事業」の申請受付と支援実施
コミュニティサポートグループ育成支援事業と、介護保険の居場所づくり型一般介護予防事業を統合し、新たな補助金制度を実施。申請受付を行うと共に、地域での新たな

な「つどいの場」立上げ支援を積極的に実施する。

※コミュニティサポートグループ育成支援事業を含む

- ⑤高齢者見守り調査事業の実施
- ⑥生活支援・介護予防の基盤整備(協議体運営の企画・協力)の実施
- ⑦協議体で検討された課題について実務者会を開催し、課題解決に向けた新たな地域資源を開発
- ⑧【**拡充**】 テレホンサポート事業実施に向けた傾聴ボランティアの養成
介護保険サービスの利用も無く、孤立しがちなひとり暮らし高齢者を対象としたテレホンサポート事業について、自主的に活動出来る傾聴ボランティアを養成します。
- ⑨【**新規**】 老後の不安を感じる高齢者や近親者に対し役立つ冊子「老後の不安解消ノート(仮称)」の作成と配布
介護、葬式、財産をどうするか等、もしもの時のための覚書(エンディング)と相談窓口等を掲載した冊子を作成、配布すると共に、こうした課題を地域で検討するツールとして役立てる。

(4) 児童福祉の推進

子育てしやすい地域社会を目指し、児童館のない地域での出前おやこ館事業の実施やご近所での仲間づくりを支援するベビーキャラバンの実施などにより、子育て世帯と地域住民との交流や、子育て中の親子の居場所づくりに力を入れていきます。

一方、児童館に対しては、地域の子育ての拠点として、長期休業中の一般来館児童を対象にした子どものおべんとうひろばや就園前の親子の居場所づくり、専門相談員(臨床心理士)の派遣など、様々な運営支援を行い、子ども達の健やかな発育と、育児に悩みを持つ保護者の子育て支援を図ります。

また、子育てコミュニティ育成事業などで、地域諸団体などとの連携を深め、地域における子どもの健全育成活動を支援します。

①地域福祉推進事業

ア. 出張子育てサロン「ベビーキャラバン」の実施[地域福祉推進基金]

②児童館運営事業

ア. 市社協児童館管理運営の一部受託(4児童館、4学童保育コーナー、2学童保育コーナー分室、1のびのびひろば)

イ. 【**新規**】 指定管理者制度への検討と応募

ウ. 市立児童館への運営支援と事業推進へのサポート

エ. 市立児童館合同行事として、六甲ファミリーまつりに参加

③児童館運営支援事業

ア. 子ども子育てサポート事業「出前おやこ館」の実施

イ. 「児童館専門相談員(臨床心理士)派遣事業」の実施

ウ. 子どもの居場所づくり交流会の開催

エ. 児童館「こどものおべんとうひろば」(長期休業中、昼休みの児童館開放)の推進

オ. 児童館親子の居場所づくり(長期休業中、就園前親子の居場所)の推進

カ. 児童館子育てコミュニティ育成事業の推進

(5) 障がい者福祉の推進

障がい福祉事業所や障がい者団体が行う自主生産品販売や地域交流事業を、引き続き支援します。

障がい児・者が、日頃取り組んでいる文化活動の成果を発表する作品展や学校等での車いす体験・アイマスク体験の支援(福祉用具貸出)等を通して、福祉学習の推進を図ります。

さらに、パラリンピックが開催されるにあたり、王子スポーツセンターとの連携を図ったり、ユニフォームの展示をする等、障がい者スポーツの啓発を目指します。

また、灘区自立支援協議会との連携を図り、障がい者への支援・理解・啓発を推進します。

★①障がい者団体・施設への事業活動助成

②灘区地域自立支援協議会への参画

③障がい福祉事業所自主製品販売機会の充実

(なだびとぴあ、[地域福祉推進基金]六甲ファミリーまつりへの出展、商品紹介ホームページの運営)

④障がい者作品展(マリーゴールドふれあい展)の開催【人権啓発活動(愛の輪・「心かよわす市民運動」事業)の実施】

⑤【新規】障がい者スポーツ等の啓発(ぼっちゃ用具の貸し出し含む)

(6) ボランティア活動の推進

ボランティアセンターを運営し、住みよいまちづくりや、思いやりの心を育てるために、小学生から大人まで幅広いボランティア活動を推進します。

ボランティアニーズに対するコーディネート(需給調整)機能を高め、ボランティア(個人・団体)をはじめ、NPO等が活動しやすい環境を作っていきます。

また、新たなボランティアの担い手の養成や活動の継続を支援するため、講座や交流会、ボランティアフェスティバルを開催します。

さらに、神戸市施策のボランティアポイント事業の窓口となり、高齢者と高齢者施設とのマッチングを行います。

①ボランティアのコーディネート

②ボランティアへの支援(活動者向けの講座や交流会の開催)

③【拡充】ボラフェス(ボランティアフェスティバル)の開催

会場内に障がい者スポーツの体験コーナーを新たに設けます。

④【新規】ボランティア・地域活動団体等の活動拠点(ボランティアルームサテライト)の確保
市営住宅の集会所を年間を通して借上げ、活動場所として貸し出しを行います。

⑤手話入門講座の開催

⑥【新規】(仮称)ボランティアポイント事業の実施(シルバーパワーの活用)

65歳以上の高齢者が高齢者施設でボランティアを行った場合にポイントを付与する本制度の窓口機能を担い、高齢者と高齢者施設のマッチングを行います

- ⑦福祉講座の開催(車いす体験・キッズ認知症サポーター養成講座 等)
- ⑧ボランティアグループへの活動支援
(市社協・県社協助成金申請受付・共済等受付・他団体の助成金案内)
- ⑨ **【拡充】** ボランティアセンターの広報(「センターだより」の発行、紹介冊子の作成、ホームページでの情報発信等)
- ⑩福祉学習の推進(車いす・アイマスク等福祉用具の貸し出し)
- ⑪地震、水害等災害発生時の活動等
- ⑫防災・減災への啓発活動等

(7) 基金の有効活用と、募金、助成金活動の推進

区社協が有する福祉基金、ボランティア基金を有効に活用することを目的に検討委員会を設置します。

更に、従来の「灘みんなの居場所づくり事業」助成を見直し、子どもから高齢者、障がい者、制度の狭間などでお困りの方を対象に、みんなが住み慣れたまちで、安心して住みつつげられる地域共生社会の地域社会づくりを推進するため、従来の「居場所づくり」に加え、「生活支援活動」に取り組む地域団体や民間福祉団体、サークル等が実施する事業・活動を支援します。

また、福祉基金を活用し事業の拡充や新規事業を実施し、地域の福祉課題に取り組みます。

①福祉基金事業

- ア. **【拡充】** 「なだ助け合いの地域づくり事業」(地域課題対応モデル3ヶ年計画事業)モデル地区の拡充 ※再掲
- イ. 「地域福祉活動コーディネーター」の配置と、モデル地区での支援活動の実施 ※再掲
- ウ. **【拡充】** 「モデル地区住民アンケート」の実施 ※再掲
- エ. 「地域共生社会づくりフォーラムなだ」の開催 ※再掲
- オ. **【拡充】** 「組織運営アドバイザー派遣制度」の実施 ※再掲
- カ. **【拡充】** 「灘みんなの居場所・生活支援活動事業」助成の実施

②赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい募金運動の推進

★ア. 赤い羽根共同募金運動の支援と配分事業

- ・ふれあい給食会への助成 ・各種福祉団体への助成
- ・歩行杖の無料交付(70才以上の高齢者)
- ・車いすの貸し出し(車いすバンク)および、地域貸し出し拠点の開設・運営 等
- ※ 歩行杖の無料交付は令和2年8月末日廃止
- ※ ボランティア活動助成は市社協助成に移行

★イ. 歳末たすけあい募金運動の支援と配分事業

- ひとりぐらし高齢者、交通遺児・重度心身障がい児者等への見舞い品・激励品の配布
- その他、各種福祉団体及び友愛訪問グループへの助成



③善意銀行運営事業

- ア. 善意銀行の運営(金品等の預託受け入れ、払い出し)
- イ. 各種団体の行事等への助成
- ウ. 要援護者への支援(火事見舞い等)